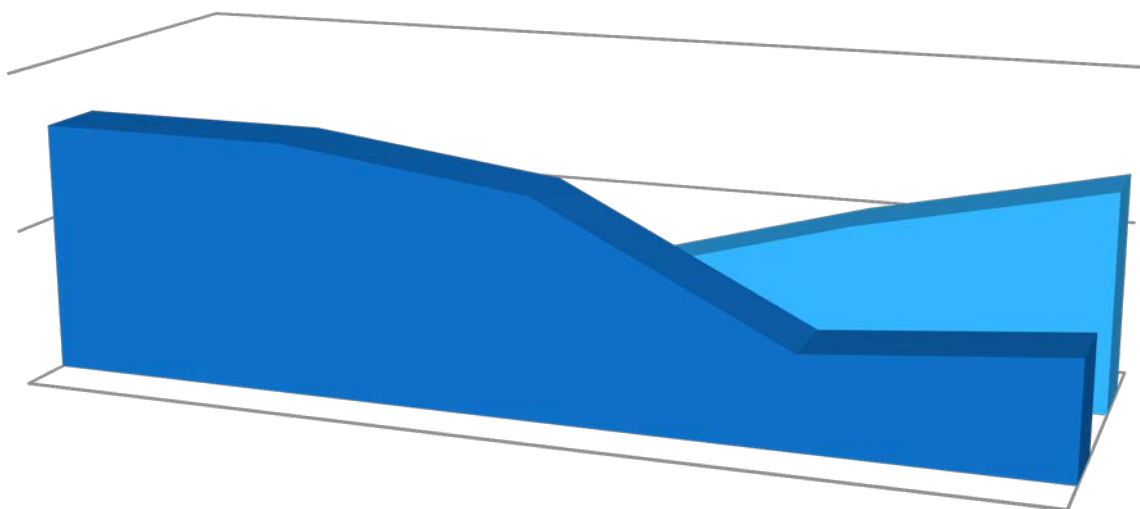


統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査 (実施結果)



総務省

平成29年5月12日
総務省政策統括官（統計基準担当）

1 調査の概要及び回答企業の属性

【調査の概要】

○ 調査の目的

国の統計業務の効率化・報告者の負担軽減のため、企業等における国の統計調査等への対応状況とそれに伴う負担感・重複感の実態の把握

○ 調査の実施方法

- ・書面調査：Web調査（ホームページ上で調査フォームを公開して提案を募る方法）により実施。実施に当たり、主要な経済団体に周知依頼
- ・補足ヒアリング：国の統計調査の依頼件数が多い4企業を個別に訪問して実施。

○ 実施スケジュール

・書面調査：平成29年2月13日（月）～3月3日（金）、補足ヒアリング：平成29年4月6日（金）～4月10日（月）

【回答企業(193企業)の属性】

図1 回答企業の属性(主要業種)

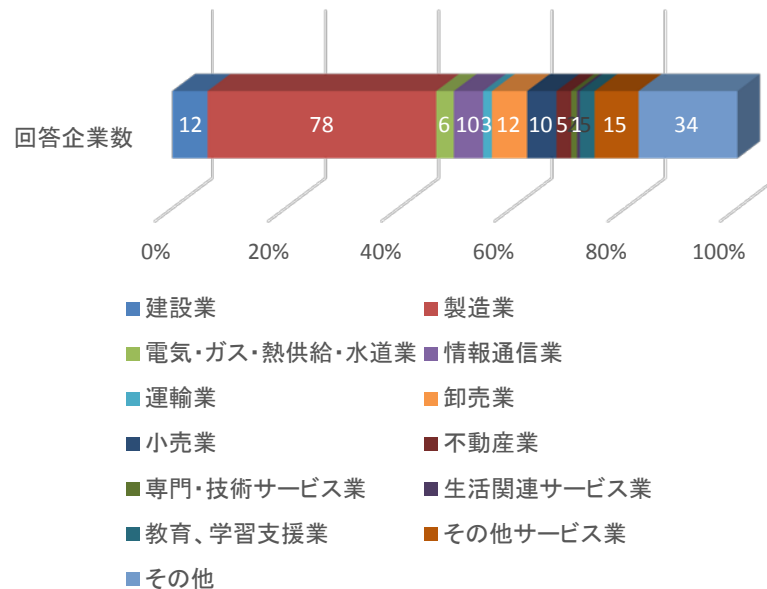
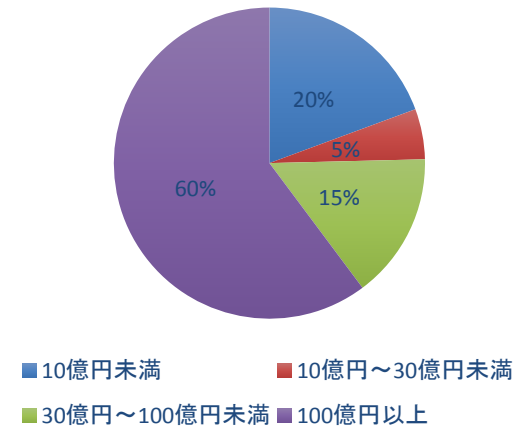


図2 回答企業の属性②(資本金等)



2 調査結果の概要

(1) 報告等の依頼件数とその変化等

- 国の統計調査の1企業当たりの年間依頼件数は、16.0件（資本金10億円未満の企業）～34.2件（資本金等100億円以上の企業）となっている（表1）。
- また、上記件数の報告等依頼全体に占める割合は15.4%（資本金等100億円以上の企業）～37.2%（資本金等10億円～30億円未満の企業）となっている。
- 10年前と比べた依頼件数について、「増加」又は「大いに増加」と回答した企業は、国の統計調査が約4割（37.0%）、報告等依頼全体が約5割（46.9%）となっている（図3）。

表1 1企業当たりの報告等依頼件数(年間、資本金等別)

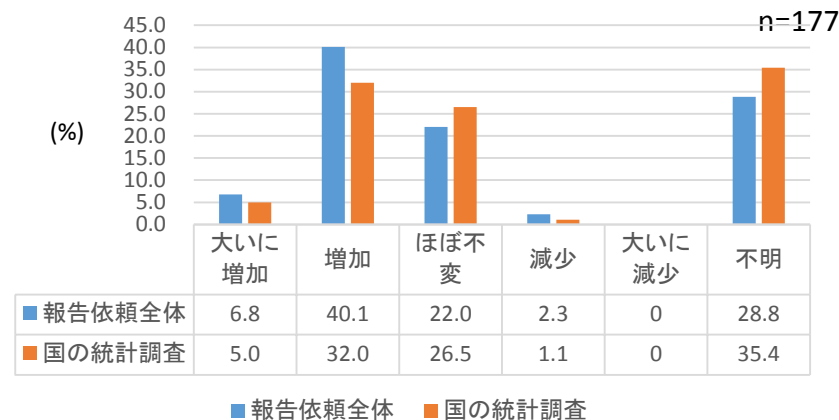
n=112

(件)

	10億円未満	10億円 ～ 30億円未満	30億円 ～ 100億円未満	100億円以上
報告等依頼	66.4	69.4	106.5	221.5
国からの報告等依頼	30.5	28.8	42.4	56.7
国の統計調査の依頼	16.0	25.8	25.7	34.2
(依頼等全体に占める割合:%)	(24.1)	(37.2)	(24.1)	(15.4)

(注)本表の報告等依頼件数は、資本金等区別別に回答企業の当該件数を単純平均して算出したものである。

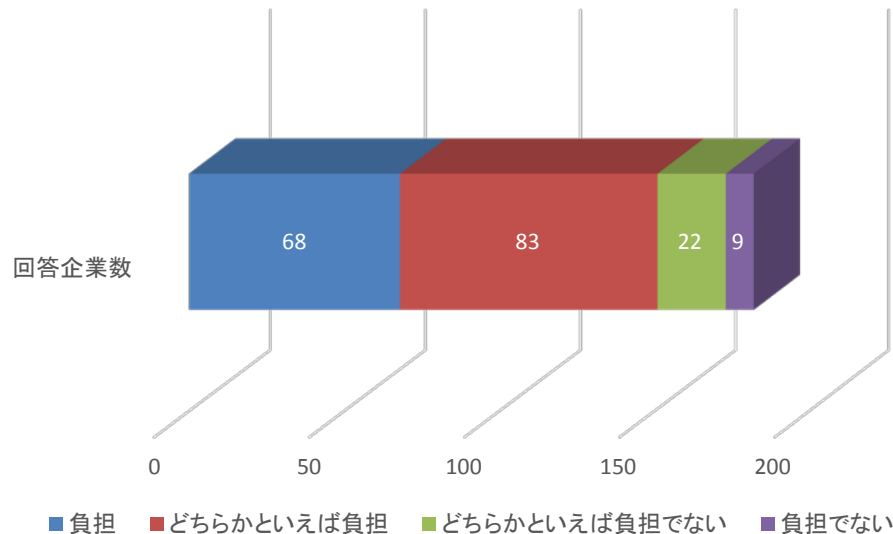
図3 10年前と比べた依頼件数の変化



- 国の統計調査への回答に係る負担程度について、報告者である企業の約8割以上（83.0%）は「負担」又は「どちらかといえば負担」と回答（図4）。
- また、10年前と比べた負担の程度の変化についても、企業の4割近く（37.0%）が「大いに増加」又は「増加」と回答（図5）。

【負担の程度及びその変化】

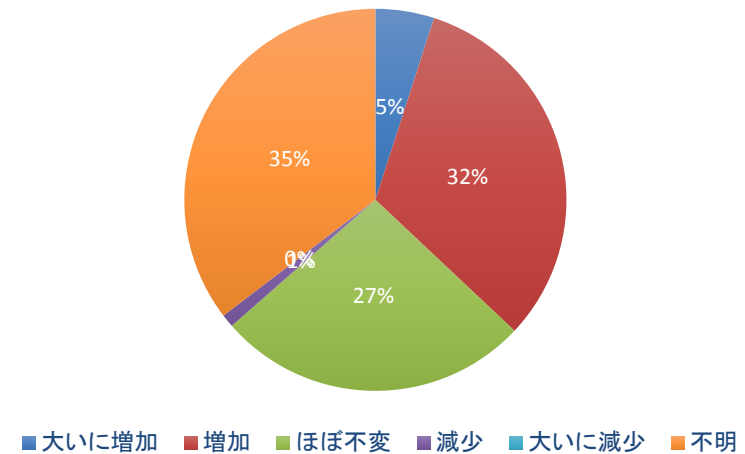
図4 国の統計調査の負担の程度



(企業、%)

	回答企業数	構成比
負担	68	37.4
どちらかといえば負担	83	45.6
どちらかといえば負担でない	22	12.1
負担でない	9	4.9
(合計)	182	100

図5 10年前と比べた負担の程度の変化



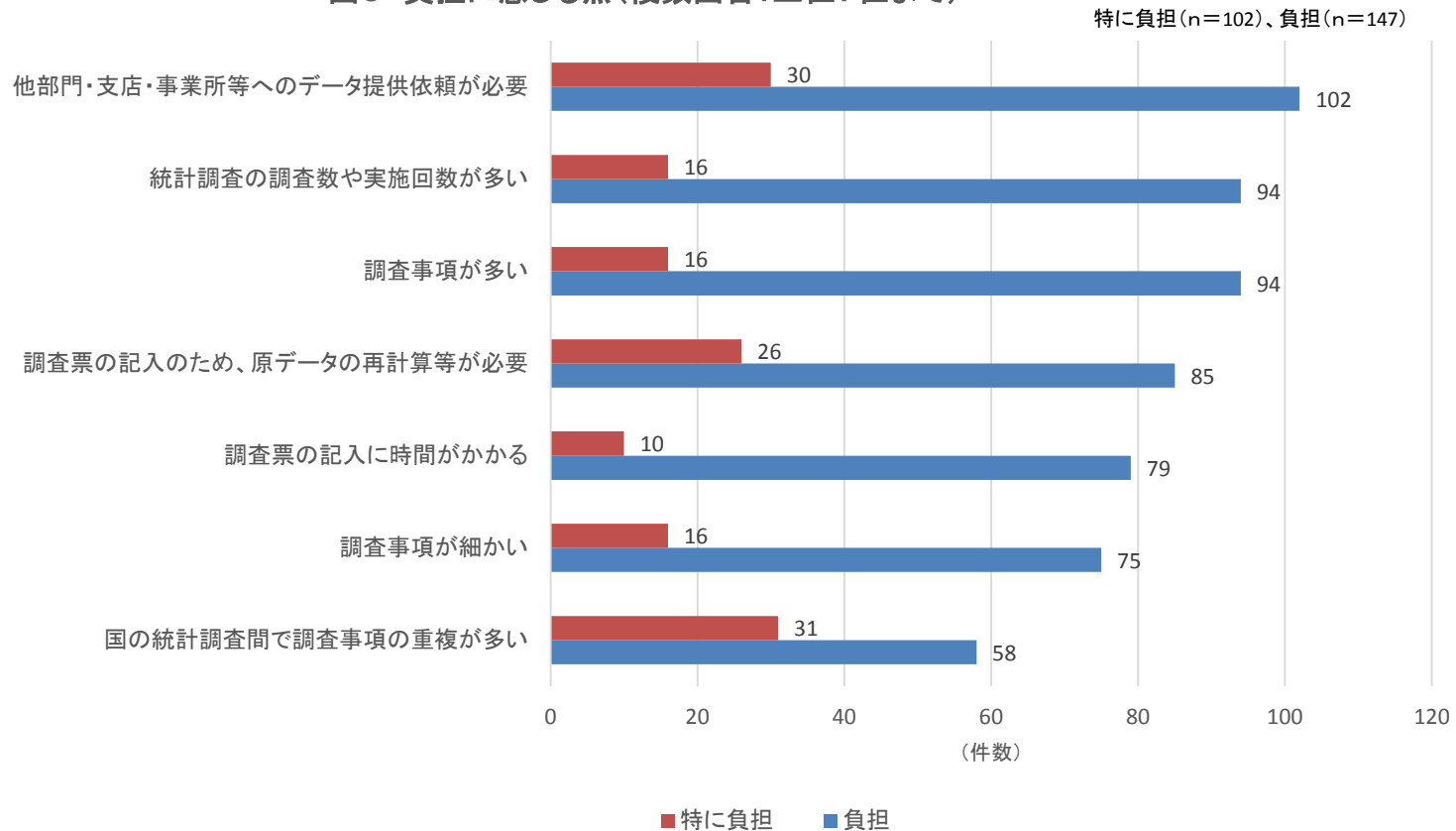
(企業、%)

	回答企業数	構成比
大いに増加	9	5.0
増加	58	32.0
ほぼ不変	48	26.5
減少	2	1.1
大いに減少	0	0.0
不明	64	35.4
(合計)	181	100

- 国の統計調査への回答について「負担」又は「どちらかといえば負担」と感じている企業が、負担に感じる点は、「他部門・支店・事業所等へのデータ提供依頼が必要」が102件と最も多く、次いで「統計調査の調査数や実施回数が多い」及び「調査事項が多い」が共に94件と多くなっている（図6）。
- 特に負担が大きいと感じる点では、「国の統計調査間で調査事項の重複が多い」については、負担に感じる点の中では第7位であるのに対し、特に負担が大きいと感じる点の中では第1位になっている。

【負担に感じる点】

図6 負担に感じる点（複数回答：上位7位まで）



- 企業が負担に感じる点のうち、企業内の業務体制や情報の管理状況等に起因していると考えられる「他部門・支店・事業所等へのデータ提供依頼が必要」及び「調査票の記入のため、原データの再計算等が必要」について、その実態を個別企業からヒアリングした結果は、以下のとおり。

<他部門・支店・事業所等へのデータ提供依頼が必要>

- ✓ 統計調査に回答するため他部門や事業所等への照会が必要なものであっても、月次調査など経常的な調査で照会先が固定しており調査事項も限定的であるものについては、本社の取り纏め部門及び照会先のいずれもルーチン業務化しているため、特に大きな負担は感じていない。
- ✓ 一方、**経常的な調査以外の調査（単発の調査や数年毎の周期調査）**の場合、以下のことから負担を感じるケースがある。
 - ① **照会先の特定が難しいこと**（周期調査で前回実施時にどの部署が対応したかの記録が残っている時でも、組織改編により特定が困難な場合がある。）
 - ② **照会先の部署の社員の協力を得るため手間がかかること**（経常的な調査でない場合、照会先に調査に対応する必要性や調査事項の内容を十分に説明しないと適切な回答が得られない。）
 - ③ 調査事項が事業所単位での従業者数、売上金額、製品出荷額等広範囲に及ぶものである場合、**事業所内の人事部門、経理部門、製造管理部門等多くの部門で対応する必要**があること

<調査票の記入のため、原データの再計算等が必要>

○製品の規格等の区分

- ✓ 製品の規格等の区分について、**統計調査で求められるものと企業内の製品管理上のものが異なっている場合、統計調査上の区分に合わせた再集計が必要**となり、負担が大きい。

- ✓ 前記区分については、昔から存在する伝統的かつ素材に近い製品では、同業他社もほぼ同一の区分を使用しており、それを踏まえ統計調査でも当該区分を使用しているが、比較的新しく複雑な製品では、同業他社であっても区分が区々となっており、統計調査でも各社の区分を踏まえたものとはなっていない。
- ✓ また、各種経費の費目区分について、行政上の必要によるものと思うが、統計調査において**会計基準等の区分以上に細かな区分で報告を求められると、関係する個々の経費を一つ一つ検証して調査で求められている区分に当てはめた上での再集計が必要**となり、大きな負担となっている。

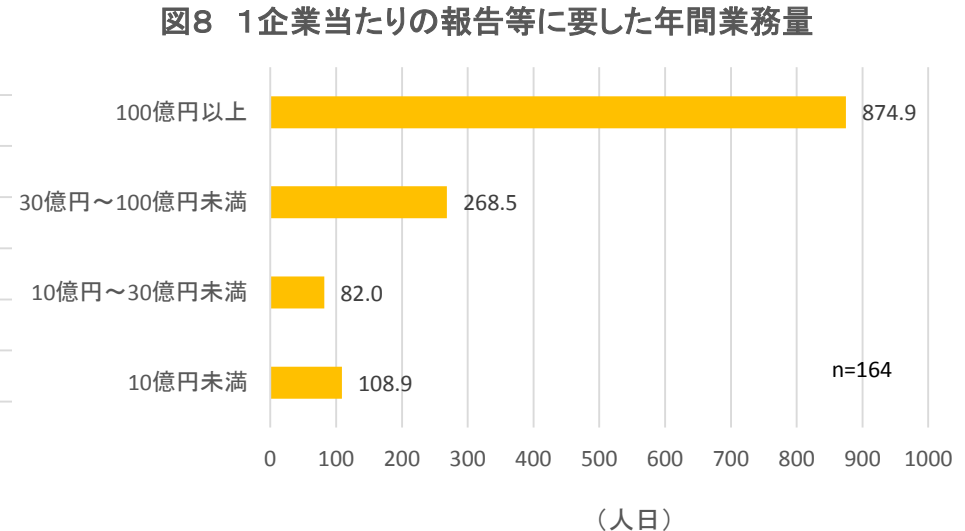
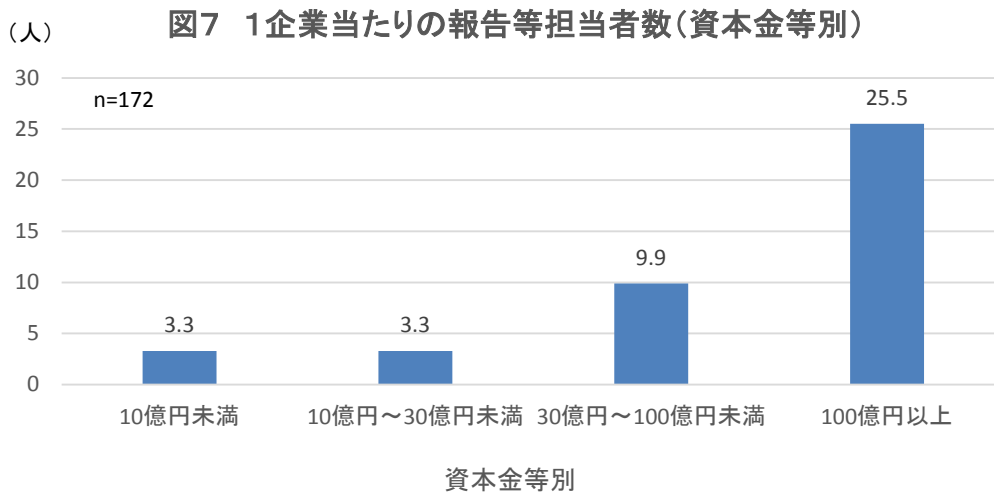
○財務処理の単位

- ✓ 財務処理の単位については、企業経営の方針として、「事業所ごとに厳密に損益状況を管理することが必要とする考え方」と「利益は各部門（ユニット。各部門に複数の事業所が所属）単位で利益を確保すればよいとする考え方」の2つがあり、前者の考え方を採っている企業は事業所単位での財務処理、後者の考え方と採っている企業は部門単位での財務処理を行っている（今回ヒアリングを行った4企業では、前者の考え方を採っている企業が2企業、後者の考え方を採っている企業が2企業となっていた。）。
- ✓ このため、事業所単位で財務処理を採っている企業に対して、統計調査により製品別の生産コスト等の報告を求めた場合、**本社が、当該製品を製造している複数の事業所に対し関連データを照会し、その回答にもとづき集計作業を行う必要があるため、大きな負担が生じるものとなっている。**

- 各種の報告等の1企業当たりの担当者数を企業の資本金等別にみると、30億円未満の企業では3人程度であるのに対し、100億円以上の企業では25人以上となっている（図7）
- また、各種の報告等への対応に要した1企業当たりの年間業務量（注参照）を資本金等別にみると、30億円未満の企業では100人日程度であるのに対し、100億円以上の企業では874.9人日となっている（図8）。
- 各種の報告等全体に占める国の統計調査の割合が件数ベースで15.4%~37.2%である（3ページの表1）ことを踏まえれば、件数で単純に見ることはできないが、1企業当たり、上記業務量の少なくともその程度は、国の統計調査への対応に要した業務量となっていると考えられる。

（注）業務量は「各企業の報告等の担当者数」×「担当者1当たりの業務に占める報告等への対応に要した業務の割合」×250日で算出。

【報告体制及び報告等に係る業務量】



- 国の統計調査について、オンライン回答が可能であるにもかかわらず、それを利用しないことのある企業の割合は3割となっている（図9）。
- 利用しない理由については、「利用方法が煩雑であること等」が25件と最も多く、次いで「回答内容の社内承認が紙ベースであること」が9件、「社内セキュリティ上、アクセス制限があること」及び「入力設定上の制約で回答できないこと」がともに8件となっている（図10）。

【オンライン回答の利用状況等】

図9 オンライン回答の利用状況

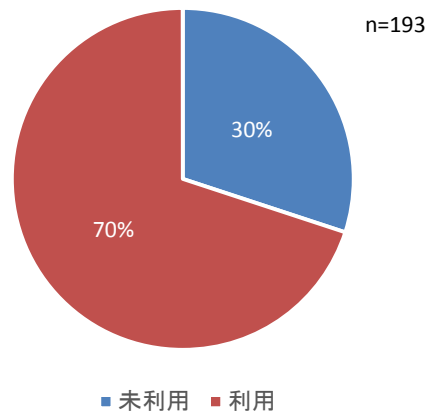
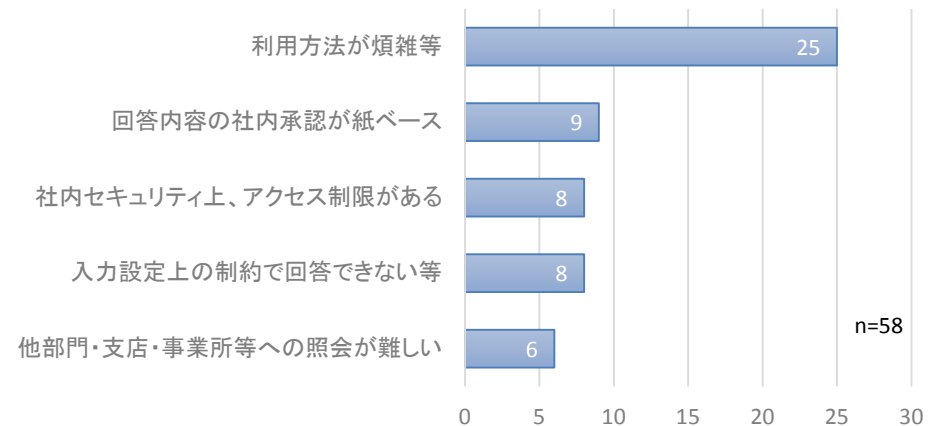


図10 オンライン回答の未利用理由(複数回答、件)



未利用理由の具体例

- 利用方法が煩雑等
 (例)・ログインするための調査対象者コード及びパスワードの管理が負担であり、これらを失念した場合、再発行に手間がかかる。
 ・質問が少ない調査や単純な選択回答形式の調査の場合は、手書きの方が早く処理できて効率的。
- 回答内容の社内承認が紙ベース
 (例)・回答について社内で承認を得るためには、紙(印刷物)として回答案を出力する必要がある。
- 社内セキュリティ上、アクセス制限がある
 (例)・外部とのセキュリティ管理が非常に厳しく、外部とのオンラインでのやりとりが困難。
- 入力設定上の制約で回答できない等
 (例)・非回答としたい設問がある場合、回答が未選択だったり、空欄であったりすると、次へ進めない。
- 他部門・支店・事業所等への照会が難しい
 (例)・複数の部門に回答作成を要請している場合、取り纏めてチェックした後に郵送送付したほうが手間がかからない。

2 調査結果の概要 (4) 経済統計の精緻化等の検討に当たり特に配慮すべき点

- 国の経済統計の精緻化やその充実の検討に当たり特に配慮すべき点に関する提案・意見・要望（延べ206件）としては、「調査事項」に関するものが70件と最も多く、次いで「設問・回答肢」関係が23件、「調査方法」関係が22件となっている。

提案・意見・要望の内容

○調査事項 70件

- (例) ・省庁間でDB等を通じて統計調査結果の共有を推進し、調査事項の重複を避けるべき。
- ・公開情報（有価証券報告書、決算短信等）等で把握可能なものは、それを利用することにより調査事項から除外すべき。

○設問・回答肢 23件

- (例) ・傾向把握でよい調査事項は、数値記入ではなく選択式回答にすべき。
- ・調査により設問の定義が異なり、データ加工に時間を要するため、定義の統一を図ってほしい。

○調査方法 22件

- (例) ・オンライン回答について、より利用しやすいよう改善を図った上で推進してほしい。
- ・調査対象を効率的に振り分け、1企業当たりの負担を軽減することに配慮すべき。

○調査時期 18件

- (例) ・繁忙期（年末、年度末、四半期決算時期等）は調査実施を避けてほしい。
- ・調査実施時期の共通化・固定化が図られると回答しやすい。

○調査目的・必要性 18件

- (例) ・調査の意義・目的・必要性や調査結果の活用方法を具体的に示し、企業側の理解を深めるよう努めるべき。
- ・調査の目的や調査結果の活用状況が明確になることで調査協力の姿勢も変わる。

2 調査結果の概要 (5) 報告者の負担軽減等に関する提案・意見・要望

- 国の統計調査に係る報告者の負担軽減、回収率の向上等に関する提案・意見・要望（延べ170件）としては、「調査事項」に関するものが63件と最も多く、次いで「調査方法」関係が28件、「調査結果のフィードバック」関係が14件となっている。

提案・意見・要望の内容

○調査事項 63件

- (例) ・各統計調査間で重複する調査事項は、法人番号等を利用して結合しDB化して、各省庁間で共有化を図るべき。
- ・企業名、業種、資本金、従業員数等公表している企業の基本情報は、プレプリントしてほしい。
- ・事業を多角化している企業の場合、売上高等の数値は事業単位に集計しているので、事業所単位の調査は避けてほしい。

○調査方法 28件

- (例) ・オンライン回答については、事業所の多い企業を考慮し、企業ごとではなく事業所毎にアクセスできるようにしてほしい。
- ・事業所単位での調査において、会社全体で共通的な調査事項については本社一括回答を可能にしてほしい。

○調査結果のフィードバック 14件

- (例) ・調査に協力した側にメリットが出るようなアプローチとして、調査結果は回答者にフィードバックすべき。
- ・調査実施者は、前回調査の回答内容を保存し、調査実施時に報告者に提供してほしい。

○調査の定期的見直し・統合 12件

- (例) ・産業構造の変化への的確な対応や正確性の維持の観点から統計調査の定期的な見直しを実施すべき。
- ・類似調査の統合を進めることで報告者の負担軽減や関係事務の効率化を図ってほしい。

○設問・回答肢 9件

- (例) ・記述式回答は負担を感じるので選択式回答に変更してほしい。
- ・官公庁で使用されている用語の中には一般企業では定義が異なるものがあるので、極力定義を合致させてほしい。

2 調査結果の概要 (6) 負担軽減のための新たな仕組みに関する意見

- 負担軽減のための新たな仕組みとして想定されている「行政記録情報の統計の作成等への転用」及び「企業内の既存データの提供の要請」に関する意見等について、個別企業からヒアリングした結果は、以下のとおり。

- **報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成等に転用することを可能とする仕組み**
 - ✓ 報告者の同意があれば転用に問題はないと考えるが、**定義等について、統計調査で必要なものと行政記録情報上のもの間には微妙なずれ**があるため、有効な転用は難しいのではないかと。
 - ✓ 統計作成等への転用に当たり、その点について事前に報告者に確認してもらうことは必須である。また、**事前の確認があったとしても、それを了解するか否かは対象となる行政記録情報の内容等によるが、基本的に目的外利用は望ましくない。**
 - ✓ **各府省に報告した行政記録情報が一人歩きする状況には不安**を感じる。また、設備投資に関する情報等が外部に漏洩したら大きな問題になるので、情報保護には細心の注意を払ってほしい。
- **詳細な調査に代えて、企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組み**
 - ✓ 既存データを提供すると、当該データで使用されている**用語の定義などについて、統計作成府省から多数の照会を受けることになり、却って負担が増すのではないかと**。そうであれば、一定程度企業が質問票を理解して回答する現在のやり方のほうが良い。
 - ✓ **既存データが提供企業に予期されない形に加工されることはリスク**である。また、**既存データの中には企業秘密が含まれている恐れ**もあるため、既存データの提供は難しい。
 - ✓ 統計調査への対応に当たっては、既存データのスクリーニングを行いその一部の情報を用いて回答している。したがって、既存データを統計作成府省に提供する場合、**提供企業が当該府省にデータの取り扱い方を十分に説明しないと適切な統計作成は難しい**と考える。
 - ✓ 提供した既存データが特定の統計の作成に利用されるのであれば良いが、それが**府省間で共有されるということになると抵抗感**を感じる。